

# 環境省タンチョウ給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針

## 本方針の目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国内希少野生動物種に指定されているタンチョウの北海道内での推定生息数は、近年約 1,800 羽程度で推移しており繁殖期には分布域も徐々に広がりつつある。一方で、非繁殖期は、多くの個体が釧根地域（釧路総合振興局・根室振興局管内）で行っている給餌に依存しており、過度の集中が見られることから高病原性鳥インフルエンザ等の重篤な感染症が発生した場合、一気に数が減少するリスクが懸念されている。また、令和 4 年度には初めてタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、令和 5 年度もタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されており、タンチョウにおける高病原性鳥インフルエンザによる大量死の発生可能性も現実味を帯びる状況となっている。

リスク回避には、生息地の分散化が最も重要かつ効果的であり、これまで「タンチョウ生息地分散行動計画」（平成 25 年策定、令和 5 年改定）に基づく各種施策が進められてきたところであるが、上述のとおり冬季は給餌場を中心として過度の集中がみられ、特に最盛期には最大で 200 羽以上が集まる環境省給餌場（以下、「給餌場」という。）は高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高いことから、発生リスクに備えた対応・体制について整理した方針策定は急務となっている。

以上をふまえ、本方針は、同計画に基づく高病原性鳥インフルエンザ感染拡大防止対策として、給餌場におけるモニタリング体制や高病原性鳥インフルエンザ発生下における給餌方法、異常個体の取扱い等について整理し、関係機関との協力・連携のもと、異常個体の早期発見や早期回収等の高病原性鳥インフルエンザへの適切な対応を講じることを目的とする。

# 1 モニタリング及び連絡体制

## (1) モニタリング項目と体制

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況に応じ、各給餌場の給餌事業受託者（以下、「給餌受託者」という。）を軸に以下のモニタリングを別紙1を用いて実施し、異常が発見された場合には速やかに関係機関へ連絡する。各モニタリング項目の実施フェーズ及び実施者は図1のとおり。

### 【モニタリング項目】

- ① タンチョウ及び野鳥等が死亡していないか
- ② タンチョウ及び野鳥等に次の異常行動が見られないか
  - ・給餌時に長時間餌を食べない
  - ・同じ所に座り込んだまま、あるいは立ったまま動かない、動きが鈍い
  - ・人が近づいても飛び立たない、逃げない
  - ・ふらつく、後ろ向きに歩く、首をのけぞる、首をカクカクと動かすなどの神経症状がある
  - ・カラスなどに攻撃され、それに対する反応が弱い
  - ・夕方、ねぐらに戻らず場内に居残っている
- ③ 双眼鏡、スコープ等を用いて場内および各個体の状況を精緻に監視する

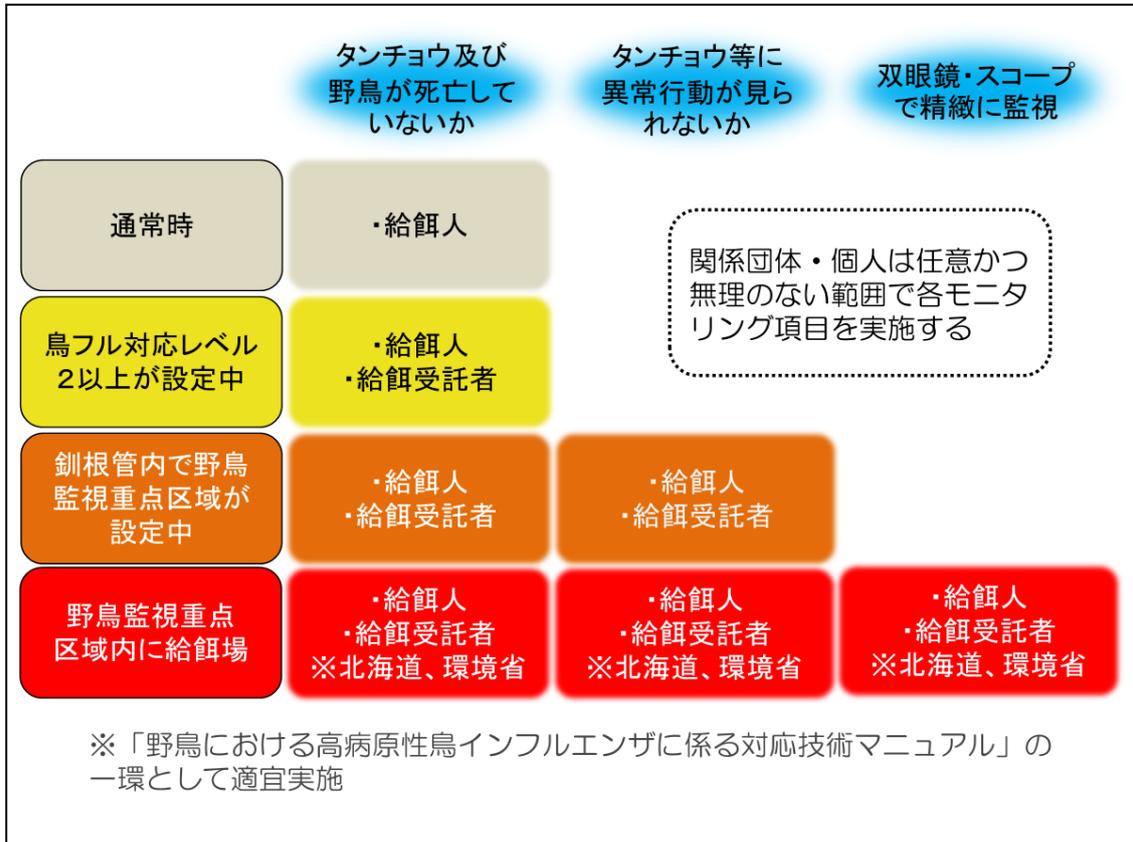


図 1：高病原性鳥インフルエンザ発生状況ごとのモニタリング体制

## (2) 異常個体発見時の連絡体制

モニタリング等により、タンチョウ及び野鳥等の異常個体を発見した場合には、次のフローにより初動連絡する。

### ① 異常個体がタンチョウの場合（図2）

#### ア. (1) におけるモニタリング実施者が発見した場合

発見者は釧路自然環境事務所野生生物課<sup>1</sup>へ報告する。

連絡事項は次のとおり。

- ・異常個体の数及び状態（死亡、衰弱等）
- ・発見時刻
- ・標識の有無及び確認可能であれば付番された番号等

発見者が自治体や関係団体に通報した場合、通報を受けた者は上記連絡事項に加え、通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。

報告を受けた釧路自然環境事務所野生生物課職員は、情報を踏まえ収容の必要がある（収容が可能である）と判断した場合には、**4 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い**に準じ対応する。

#### イ. ア. 以外の方（一般住民等）が発見した場合

##### a. 発見者が釧路自然環境事務所野生生物課へ通報した場合

ア. に記載の連絡事項に加え通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、収容の必要がある（収容が可能である）と判断した場合には、**4 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い**に準じ対応する。

##### b. 発見者が自治体や関係団体に通報した場合

通報を受けた者は、ア. に記載の連絡事項に加え通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。

報告を受けた釧路自然環境事務所野生生物課職員の対応は、a. と同様とする。

### ② 異常個体がタンチョウ以外の種の場合（図3）

#### ア. (1) のモニタリング実施者が発見した場合

発見者は釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。

連絡事項は下記のとおり。

- ・異常個体の種、個体数及び状態（死亡、衰弱等）
- ・発見時刻

報告を受けた釧路自然環境事務所野生生物課職員は、当該個体の種に

<sup>1</sup> 開庁日は環境省釧路自然環境事務所（Tel.0154-32-7500）への連絡とし、休日は別途知らせる野生生物課当番携帯電話へ連絡する。

応じ、その後の対応等を判断する。

発見者が北海道または市町村へ通報した場合で、当該種が環境省所管種である場合、あるいは所管の判断がつかない場合、通報を受けた者は上記連絡事項に加え通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。当該種が北海道所管種であった場合、市町村は北海道（各総合振興局・振興局）に報告する。北海道（各総合振興局・振興局）は対応業務を進めるとともに、釧路自然環境事務所野生生物課へ情報を共有する。

関係団体が通報を受けた場合には、通報を受けた者は上記の連絡事項に加え発見者の氏名及び連絡先を聴き取り、当該個体の種に応じ釧路自然環境事務所野生生物課もしくは北海道（各総合振興局・振興局）へ報告する。種の所管が不明な場合、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。二次連絡を受けた環境省あるいは北海道の対応は前段同様とする

イ. ア. 以外の方（一般住民等）が発見した場合  
通報を受けた機関ごとに②ア. と同様の対応をする。

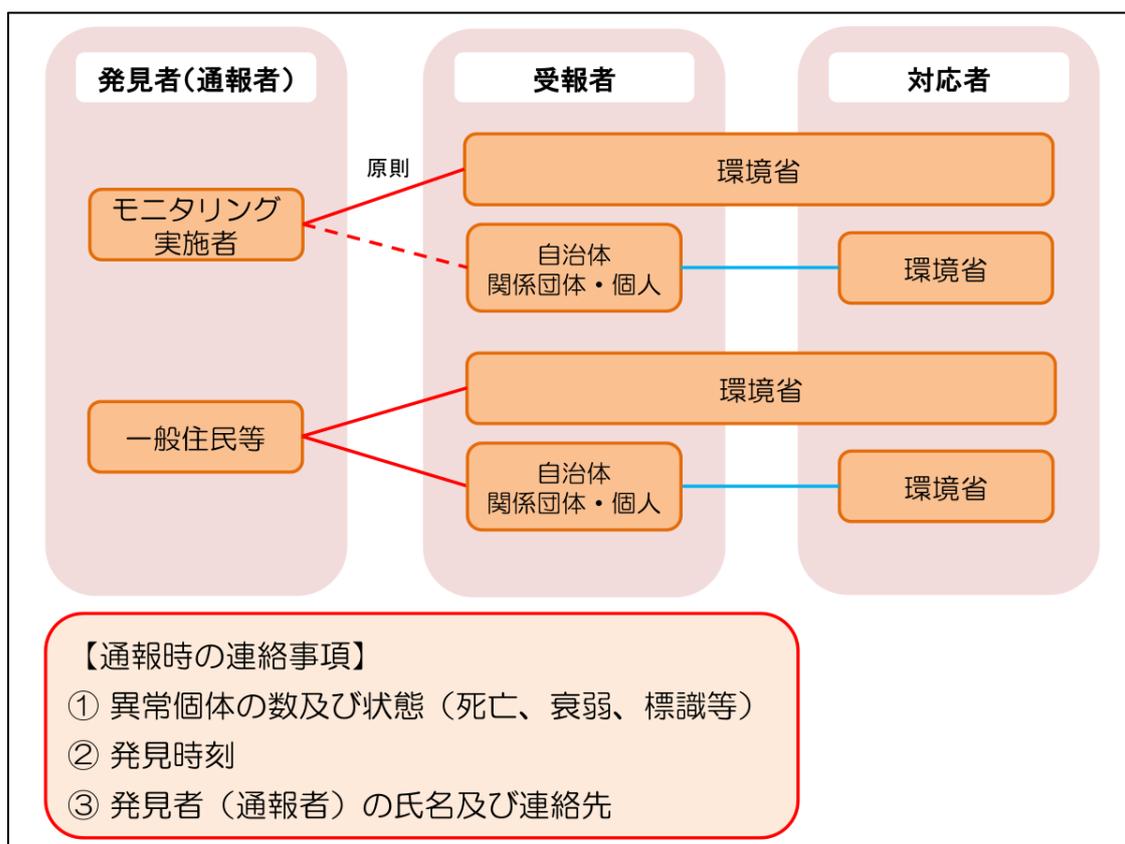


図 2：異常発見時の連絡イメージ（タンチョウの場合）

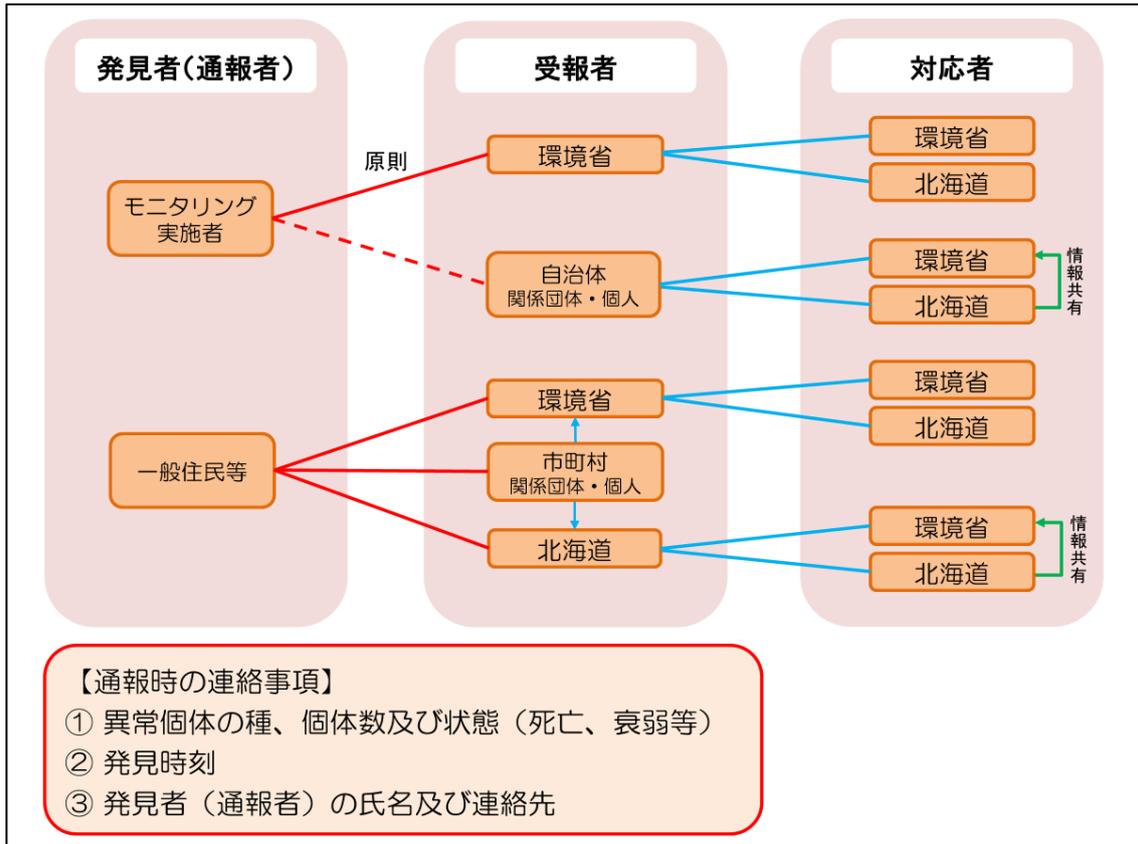


図 3：異常発見時の連絡イメージ（タンチョウ以外）

## 2 給餌の実施方針

### (1) 基本的対策

給餌にあたって、給餌受託者は高病原性鳥インフルエンザの発生状況に関らず以下の基本的対策を実施する。

- ① 給餌場に飛来する水鳥類・カラス等の追い払いを適宜実施する。
- ② タンチョウが個体間距離を保って採餌できるよう、可能な範囲で餌を広く撒く。
- ③ 給餌場間の個体群の移動を避けるため、可能な範囲で各給餌場の給餌時間を統一する。

### (2) 高病原性鳥インフルエンザ発生下における給餌方針

- ① 給餌開始前に、釧根地域でタンチョウ要因の野鳥監視重点区域が設定された場合

→ 給餌開始を遅らせることにより、給餌場へのタンチョウの集中を防ぐ。  
分散定着と感染予防の観点から、遅くとも12月上旬を給餌開始可能日として小規模給餌場からまずは開始し、各小規模給餌場における給餌による一定程度

の固定利用（10日間程度の間隔）が確認されたところで、大規模給餌場（環境省給餌場等）における給餌を開始することとする。なお、気候・天候や積雪状況等から早期に給餌が必要と認められる場合には、給餌関係者と協議の上、適当な給餌開始日を設定する。

- ② 給餌開始後に、釧根地域でタンチョウ要因の野鳥監視重点区域が設定された場合  
→ 個体群の拡散を防ぐため給餌を継続するが、給餌場における個体群の過度の集中状態を避けるため、給餌量は飛来数に応じた必要最低限の量とする。
- ③ ①及び②については、その効果を十分に検証しつつ、タンチョウの生息・分布状況等に応じ給餌関係者と協議のうえ、柔軟に内容を検討・調整のうえ実施する。

### 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散防止対策

#### (1) 消毒の実施

消毒の主な目的として、環境中のウイルスの拡散防止と、人体への感染リスクの低減がある。そのため、消毒の対象も、環境や作業者の手指・靴底、使用物品等様々あり、適宜薬剤の使い分けが必要である。

鳥インフルエンザウイルスに対しては、複数種の市販薬剤において効果が確認されている一方、対象物への影響や効力低下要因、価格等に違いがあり、全てのケース及び対象に有効なものは存在しないことから、使用する場面や場所、使用者の事情等を踏まえた選定が必要となる。

本方針では、薬剤選定にあたっての参考として、代表的な薬剤とその一部情報を以下に記載する。なお、いずれの薬剤においても、対象に付着する汚れや有機物等を取り除いた上での使用が基本となる。

また、消毒にあたっては、使用する薬剤の用法を順守するとともに、使用者の健康被害を避けるため、必要に応じマスク、ゴーグル、手袋等を着用のうえ実施すること。

#### ① 消石灰

- ・地面の消毒や待ち受け消毒に用いられることが多く、比較的安価に入手できる。
- ・人体、動物体への付着に注意が必要。有機物の存在下でも消毒効果を期待でき、野鳥の糞便が消石灰散布部分へ落下した場合、消石灰粉末で糞便をコーティングし、病原体を拡散せずに消毒できることも示唆されている<sup>2</sup>。
- ・使用方法の詳細は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下、「対応技術マニュアル」という。）III.3.3（3）を参照す

<sup>2</sup> 大久保 喜美，東條 秀徳：消石灰による「待ち受け消毒」効果の検証．鶏病研報 45-2，84-90（2009）

ること。

② アルコール

- ・揮発する際の脱水作用によって消毒効果を発揮するため、速効性が高い。ただし、揮発するため持続性は低い。
- ・毒性が低く、手指消毒や機器消毒に広く用いられており、噴霧器等へ移し替えての使用が容易である。
- ・有機物の存在下では効果を発揮しない。

③ 塩素剤（次亜塩素酸 Na）

- ・低濃度でも高い消毒効果を示すが、人体や動物体には使用できない。
- ・金属腐食性があるため、金属製品への使用を避けるか、使用後の十分なすすぎ、水拭きを行う必要がある。
- ・気温の上昇や紫外線により効力が低下するため、持続性は低い。
- ・アルカリ性剤との相互作用で効果を失うため、例えば消石灰との併用に留意する。

④ 逆性石けん

- ・動物用医薬品として広く普及しており、毒性や刺激性が低く獣医療方面から畜産用まで広く利用されている。
- ・ぬめりが生じるため、使用方法や場所に留意する。

なお、給餌場内においてタンチョウを含む野鳥の死亡個体を回収した場合、明らかに他の原因による死亡である場合を除き、原則として回収地点の周囲の地面の消毒は実施する。消毒範囲は地形等を考慮して決定する。回収時に消毒が不可能であった場合でも、簡易検査の結果が A 型インフルエンザウイルス陽性であった場合には、回収地点の消毒をその日の内に速やかに実施する。

(2) 観光客対応

具体的な対策例としては、以下が挙げられる。なお、いずれの給餌場も観光利用がなされていることから、タンチョウにおける高病原性鳥インフルエンザ感染発生の有無にかかわらず、給餌受託者において、高病原性鳥インフルエンザ流行シーズンにおける適切な感染症対策をとられることが望ましい。

- ア. 消毒マットの設置等、出入り口における対策
- イ. 注意喚起看板の設置
- ウ. 立ち入り禁止区域の明示
- エ. チラシ・ポスターの作成及び設置
- オ. 施設の一時閉鎖

※イ～エについては、多言語対応も積極的に検討する。

### (3) 周知普及

給餌開始の見合わせや量の削減により、周辺農家等への個体移動が懸念される場合、周辺農家等において適正な飼料衛生管理を確実に実施し、タンチョウを始めとした野生生物の誘引防止に努められるよう、環境省は各市町村に対して農業関係者への注意喚起を依頼する。

なお、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況や高病原性鳥インフルエンザの基本情報は環境省 Web サイト

([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))において公開されるため、各市町村においては当該サイトのリンクを各市町村の Web サイトに設置するなどし、住民に対する周知普及に努める。

## 4 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い

### (1) 死体の場合

感染拡大防止の観点から最優先で早期回収に努める。回収にあたっては、国及び道の高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づき、感染予防に留意して以下のとおり対応すること。

#### ① 回収

原則、給餌受託者が回収し、必要に応じて傷病救護業務請負者、給餌人、釧路総合振興局職員及び環境省職員が共同で回収する。

#### ② 検査

原則、傷病救護業務請負者が実施し、必要に応じ釧路総合振興局職員及び環境省職員が共同で実施する。

なお、続発等で全ての個体の検査が難しい場合は、回収した5羽のうち1羽のみ検査するなど検査対応体制等の持続可能性を考慮して実施する。

#### ③ 回収後の対応

給餌場近隣に仮保管スペースを設置し一時保管、検査実施個体は一週間を目安に保存し一週間経過後に処分、その他の個体は随時処分する。ただし、剖検等の実施を目的として個体を釧路湿原野生生物保護センターへ搬入することは妨げない。

### (2) 生体の場合

1 (1) ②に記載する行動が確認されるなど、高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われる個体が発見された場合には、感染拡大防止を目的として当該個体

の捕獲及び給餌場からの隔離に努める。対応にあたっては、国及び道の高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づき、感染予防に留意して以下のとおり対応する。

なお、捕獲・隔離を行う対象は自力で動けない個体とし、自力で動ける個体は、他の個体や捕獲人員への感染拡大を防ぐため捕獲は行わず、監視を継続する。

① 捕獲

原則、傷病救護業務請負者が捕獲し、必要に応じて給餌受託者、給餌人、釧路総合振興局職員及び環境省職員が共同で捕獲する。

② 検査

実施者は（１）死体の場合と同様とする。なお生体の検査は、遺伝子検査を優先して実施することとし、A型インフルエンザの早期検出に努める。

③ 捕獲後の対応

捕獲した個体は給餌場近隣に設置する仮保管スペースに隔離する。隔離後の取扱いは、個体の状態や現場の体制等に応じて個別に検討するものと、個体のQOL等の確保が難しい場合等は「タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準（案）」に基づき安楽殺処分も可能とする。なお、収容後の対応の検討・判断のため、収容時の個体の状況・収容地点の様子、収容後の個体の状況について、できるだけ細かに記録として残す。

（３）検査結果陽性判明時の初動対応

① 環境省からの関係者への連絡（図４・図５）

環境省は、傷病救護したタンチョウのA型鳥インフルエンザ簡易検査の結果が陽性であった場合、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ（疑い）事例発生時における通常の連絡フローに加え、下記の連絡フローによりア．収容日時、イ．発見場所、ウ．収容時の様子、エ．検査日（結果判明日）、オ．検査結果、カ．野鳥監視重点区域を関係者へ速報する。なお、状況に応じ情報を分けて連絡する場合がある。

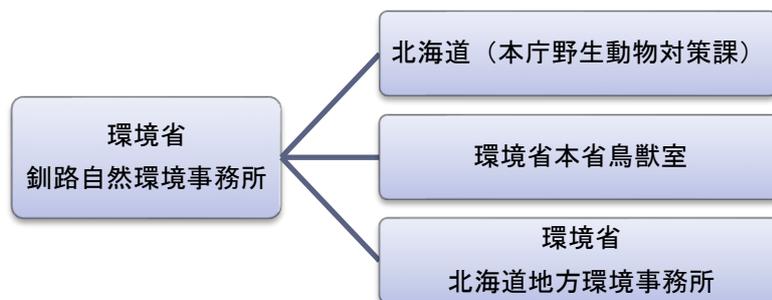


図４：野鳥の高病原性鳥インフルエンザ（疑い）事例発生時における通常の連絡フロー

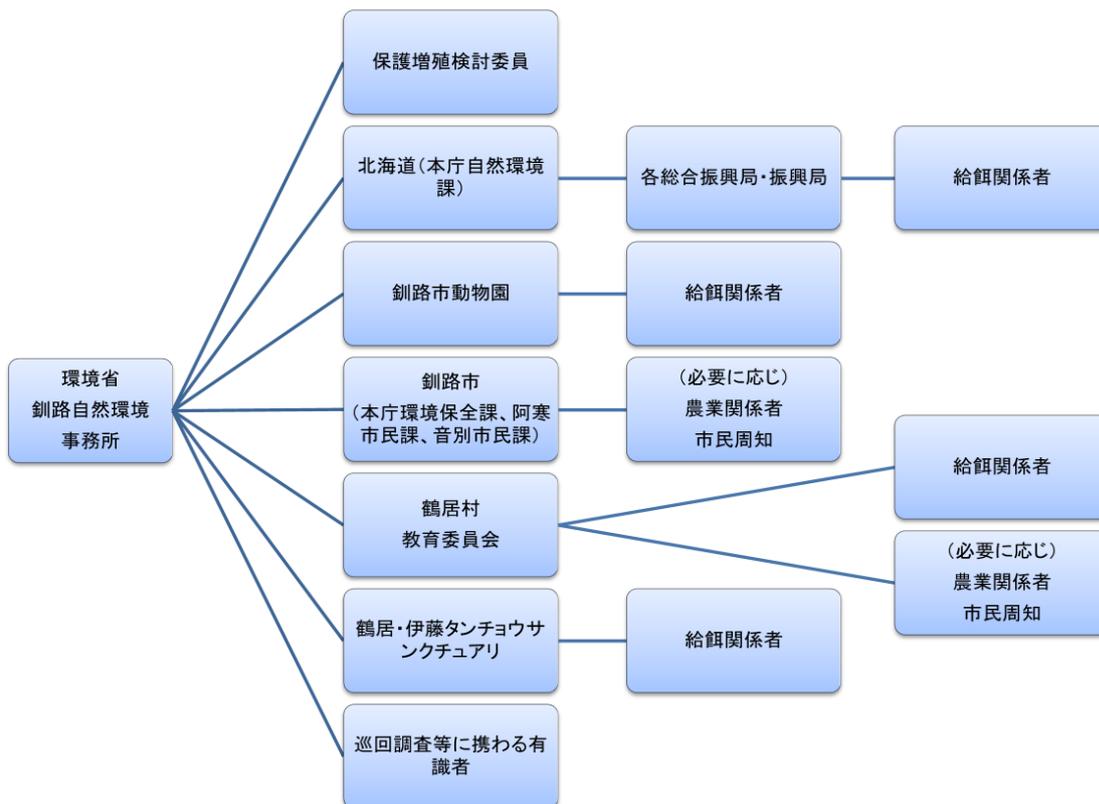


図 5：簡易検査の結果が陽性であった場合の連絡フロー

② 野鳥監視重点区域内における調査の実施

国の対応技術マニュアルに基づき関係団体等の協力も得ながら、野鳥監視重点区域内における調査等を実施する。

なお、必要に応じ、環境省から民間団体へ時の調査（とりわけ朝の塹立ちの際の異常個体の有無の確認）を依頼する。

(4) 感染（疑い）死体の処分方法

給餌受託者は、給餌場内で高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）死亡個体が発生した場合、国の対応技術マニュアル（II.3.5 及び III.3.3）を参照の上、ウイルスの逸出防止措置や作業員へのウイルス感染リスクの低減措置を確実に実施した上で、当該個体を適切に処分する。感染（疑い）個体は、基本的には一般廃棄物として焼却処分することが想定されるが、事前に持ち込み先との十分な調整を図ること。

(5) 対策資材

個体の回収対応等にあたり、必要となる資材の例は下記のとおり。

- ・防護服
- ・防護キャップ
- ・手袋(2重に履けるもの)
- ・防護マスク(あるいは2重にした不織布マスク)
- ・防護メガネ(フェイスシールド)
- ・長靴
- ・シューズカバー
- ・ガムテープ(手袋と防護服の隙間をふさぐため)
- ・個体を収容する袋(4斗袋、米袋等)、ゴミ袋
- ・エタノール(主に手指、機材消毒用)
- ・消石灰(主に環境消毒用)
- ・噴霧器、じょうろ(蓮の実付)等、薬剤を散布する道具(ハンディ型、背負い型、手押し型及び動力型など必要に応じて)
- ・ブルーシート

## 5 各種問合せ対応

タンチョウにおける高病原性鳥インフルエンザの発生情報は、他の野鳥の事例と同様に、国の対応技術マニュアルに基づき環境省及び北海道が公表する。自治体及び関係団体・個人は、公表内容以上の事実に係る問合せについて、情報の錯綜や誤情報の流布を防ぐため、環境省を対応窓口としている旨の回答を基本とする。ただし、各行政機関の職分に関わる内容である場合にはこの限りとしない。また、細かな地域事情や専門的知見を要する問い合わせについては、環境省から質問者に対し関係機関を紹介する場合がある。

## 6 情報共有体制

タンチョウにおいて高病原性鳥インフルエンザ感染個体が確認された場合には、養鶏場等畜産関係機関を含む関係者間の情報共有を速やかに行うこととし、その方法は電子メールを基本とする。

## 7 本方針の見直し

タンチョウの生息・給餌環境やウイルスの性質、保護収容施設の受入態勢等は絶えず変化するものと認識し、本方針は時節の状況に見合った内容へ都度更新すること。

## 給餌場内におけるモニタリング結果表

調査日時		年 月 日 時 分～ 時 分			
記録者					天候
	確認時刻	種名	足環No	個体数	状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
備考		特に夕方の残り個体の状況監視に留意すること。			

## タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準等について

タンチョウは縄張り意識が強く、傷病収容したタンチョウの飼育には個体ごとに一定の面積を確保した収容スペースが必要である。

保護収容したタンチョウは、釧路湿原野生生物保護センター（以下、WLC という。）で初期治療した後、釧路市動物園（以下、動物園という。）で受け入れ、継続的治療や野外復帰のためのリハビリを行っているが、動物園のタンチョウの収容施設は過年度に保護収容されたりハビリ个体や野生復帰の難しい終生飼養个体でここ数年ほぼ満床状態が続いている。また、高病原性鳥インフルエンザ（以下、鳥フルという。）の国内発生時には、動物園の鳥フル対策方針として、園内飼育動物への感染予防のため、全ての傷病個体の受入れを一時停止するため、年間を通じて動物園で新たなタンチョウの傷病個体を収容することは難しい状況にある。

また WLC は、一義的にはシマフクロウ、オジロワシ、オオワシなど希少猛禽類の収容治療・リハビリを行う施設であるが、タンチョウについても動物園に収容するスペースがない場合には初期治療後一時的に受入れを行っている。一方で、WLC の収容施設にも限りがあり、現状でも終生飼養となったオジロワシ・オオワシを 30 羽以上収容していること、施設の目的である希少猛禽類の保護収容が優先されることから、タンチョウを収容するスペースは最大でも 2 羽であり、WLC における新たなタンチョウの収容も厳しい状況にある。

以上から、動物園および WLC における新たなタンチョウの保護収容が難しい状況を鑑みて、保護収容にあたっては野生復帰の可能性、保護収容後の個体の飼育環境を含む QOL 等を総合的に勘案して、収容・受入れの是非を確認・判断していく必要があり、場合によっては殺処分を実施せざるを得ない状況も十二分に想定される。

このため、タンチョウの保護収容に際して、安楽殺を実施せざるを得ない状況時に備え、安楽殺の処分実施の判断基準として本基準を定めるものである。なお、本基準の運用に当たっては、安易に殺処分が実施されることのないよう慎重に取扱うこととする。

判断の結果に応じ、文化財保護法上の手続きに遺漏が無いよう適切な事後処理を行う。殺処分を実施した場合等、自治体から文化庁長官へ届出が必要な事案が発生した際には、環境省から当該自治体に対し速やかに連絡するとともに、届出に必要な情報を提供する。上記連絡を受けた自治体は、当該事案の発生状況に応じ文化財保護法第 33 条もしくは第 125 条第 1 項の但し書きの規定により、必要な届出を行う。

## タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準

本判断基準は、平成30年5月の種の保存法改正通知に記載の施行規則第50条第1項第1号（国等に関する協議の適用除外行為の追加）の解説の趣旨、要件を踏まえ、タンチョウにおける運用を想定し整理したものである。以下の基準をすべて満たす場合にはやむを得ないものとして当該個体の殺処分を実施する。

### 1. 行為主体

行為主体は、その適切性・公益性を担保する観点から環境省とし、安楽殺の実施判断は、精神的負担の分散のため環境省職員及び関係する複数の獣医師の同意によるものとする。

### 2. 対象個体の由来及び分類群

殺傷の対象となる種はタンチョウとし、傷病個体救護の目的で捕獲されたものであること。

### 3. 個体の福祉の保持の困難性

獣医師が行う個体の予後の推定により、個体のQOL等の保持が困難であると見込まれる場合であること。

### 4. 放野の困難性

個体の以下の状態について、獣医師等の専門家の知見を踏まえて放野困難と判断される場合であること。

- ・ 個体の身体的・行動的な状態（運動能力、視覚・聴覚・嗅覚、採餌能力、被毛・羽毛の状態、警戒心、他個体に対する認識能が十分か否か）
- ・ 科学的・社会的な状況（放鳥した場合に幼鳥1羽になってしまう場合など、個体にとって適切な生息環境・季節か否か、感染症リスクがあるか否か、地域住民及び関係者理解が得られるか等）

### 5. 繁殖、学術研究等の目的での飼育の困難性

以下いずれかの理由による場合。

- ・ 費用的・技術的な観点等から有効活用が非常に困難な場合。
- ・ 他に同様の個体が多数存在する等、当該個体を活用する必要性が低い場合。
- ・ 種の保存に資する目的での繁殖・学術研究・普及啓発等による活用の申し出がなく、個体の有効活用が困難な場合。
- ・ 新たな傷病個体の受入れが困難とされ収容可能な施設が無いと確認された場合
- ・ 当該個体が重篤な感染症に罹患していることが認められるなど、個体の移動が当該感染症等の拡大リスクを生じさせる場合。

### 6. その他

対象個体にできる限り苦痛を与えない方法により、殺処分が実施されること。

